

台風等異常気象時における対応について

1 暴風警報が発表された場合

(1) 生徒の登校する以前に、西尾市に暴風警報が発表されている場合

- ア 始業時刻 2 時間前までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
- イ 始業時刻 2 時間前より午前 11 時までに警報が解除された場合は、解除後 2 時間を経て授業を始める。
- ウ 午前 11 時以降警報が継続されている場合は、全ての教育活動を行わない。
- エ 上記ア、イの場合、通学路の冠水・河川の増水等により、登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、自宅待機し、登校しない。

(2) 生徒の登校後に、西尾市に暴風警報が発表された場合

- ア 気象・交通機関及び通学路の状況等から生徒を安全に下校させられると判断したときは、授業を中止し、生徒は速やかに下校する。
- イ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により下校が困難と認められるときは、当該生徒は校内に待機する。

(3) 各生徒の居住地または通学時に通過する市町村に暴風警報が発表された場合

上記(1)、(2)の規定に準じて判断をする。

2 警戒レベル4以上または特別警報（以下「特別警報等」という）が発表された場合

(1) 登校する以前（午前0時以降）に、西尾市に特別警報等が発表されている場合

当日の授業は、特別警報等の解除の有無に関わらず実施しない。生徒は終日登校してはいけない。

(2) 登校後に、西尾市に特別警報等が発表された場合

- ア 即刻、授業を中止し、災害の状況等に関する情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（校内待機、校外の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。
- イ 生徒を校内に待機させた場合は、特別警報等の解除後も災害の状況等に関する情報収集に努め、生徒を安全に下校させられると判断できるまでは下校させない。

(3) 各生徒の居住地または通学時に通過する市町村に暴風警報が発表された場合

上記(1)、(2)の規定に準じて判断をする。

3 上記1、2の場合以外で、大雨等の異常気象によって生徒の安全確保に困難が予想される場合

(1) 学校周辺の災害の状況等を踏まえて判断し、休業や授業の中止等を決定する。

(2) 生徒の居住地または通学時に通過する地域の災害の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は、該当生徒は自宅待機し、登校しない。